# EUにおける残留農薬に関する規制

2015年2月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所 農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及					
び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。					
2 Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.					

# 目 次

1.	残留	ア農薬に関わる EU 法の概要	. 4				
	(1)	欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められる MRL	. 4				
	(2)	MRL 設定の申請手続き	. 6				
	(3)	CODEX 基準の参照可否について	. 8				
2.	ポシ	ディブリストの見方	. 9				
	(1)	特定の農作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合	. 9				
	(2)	特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合	11				
3.	輸入	時の検査について	13				
	(1)	輸入時のサンプル検査の概要	13				
	(2)	MRL 超過がわずかな場合の措置	13				
	(3)	違反発生のその後の輸入検査への影響	14				
	図表リスト						
図	1:	欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 の MRL に関する付則5					
図	2:	MRL 設定およびインポート・トレランスの申請の流れ7					
図	3:	MRL の検索データベース (メイン画面)9					
図	4:	MRL の検索データベース(特定作物の MRL を調べる場合)10					
図	5:	MRL の検索データベース(茶の MRL の検索結果の例)11					
図	6:	MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合①)11					
义	7:	MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合②)12					
义	8:	MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合③)12					

#### 1. 残留農薬に関わる EU 法の概要

#### (1) 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められる MRL

EU の MRL は欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 によって定められている。2008 年 9 月以前は、4 つの指令1により一部の製品について MRL が設定されているのみであったが、同規則によってこれらの指令は1 つに統合された。

規則(EC) No 396/2005 では、「残留農薬」とは、農薬の上市に関する理事会指令 91/414/EEC<sup>2</sup> に定められる有効物質、代謝産物、有効物質の分解生成物または反応生成物の残留物と定義される。同規則の対象は残留農薬が存在する生鮮・加工・混合食品(ないし飼料)で、植物性製品と動物性製品の両方を含む。EU では日本と同様、ポジティブリスト制をとっており、これらの製品は規則付則 I に掲載されている。同規則の下で設定された MRL は EU 域内で販売されるすべての食品・飼料に適用され、これは EU 域外産の製品についても同様である。

MRL の確定 (definitive) ポジティブリスト (農薬と作物の組み合わせ) は付則 II に掲載されている。これは、規則(EC) No 396/2005 の発効時に 2008 年 9 月 1 日以前に EU レベルで規制されていた農薬の MRL のリストを統合したもので、その後多くの改正が行われている。付則 III も付則 II と同様にポジティブリストであるが、これは 2008 年 9 月 1 日以前に加盟国レベルで規制されていたもので、MRL の暫定(temporary)リストと呼ばれる。

付則 II、III に掲載のない農薬・作物の組み合わせに対しては原則、一律基準 (0.01 mg/kg) が適用される。0.01 mg/kg 以外の MRL が適用されるものについては付則 V に記載される。

付則 IV には、MRL が設定されない農薬のリストが掲載される。これらは、指令 91/414/EEC の下で評価済みの農薬の有効物質で、農薬の使用による残留が自然発生的なものと区別できないレベルであり、消費者への潜在的リスクなどの点から MRL の設定は不要と判定された有効物質である。付則 IV には 2015 年 1 月下旬時点で 62 の物質が含まれている。

付則 VI は加工品向けの MRL 変換係数のリストであるが、まだ作成されていない(後述 3. (1) 参照)。

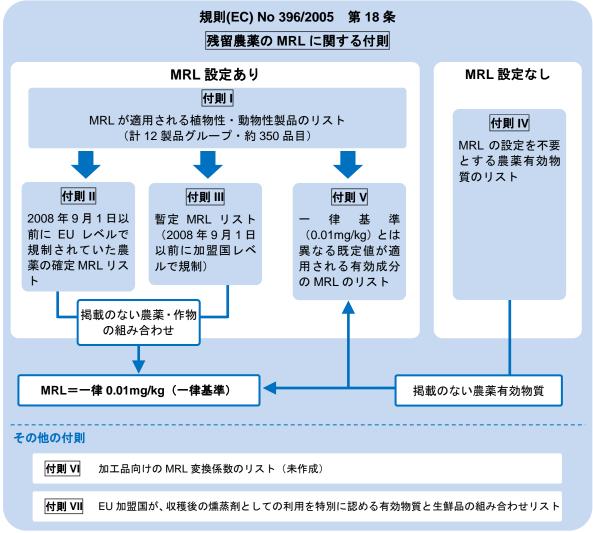
付則VIIは、加盟国が例外的に燻蒸剤として使用することができる農薬のリストである。

理事会指令 76/895/EEC (野菜・果物)、理事会指令 86/362/EEC (穀物)、理事会 86/363/EEC (動物性食品)、理事会 90/642/EEC (野菜・果物を含む植物性製品)

 $<sup>^2</sup>$   $\,$  Council Directive 91/414/EEC of 15 July 1991 concerning the placing of plant protection products on the market

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31991L0414

#### 図 1: 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 の MRL に関する付則



出所:欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 よりジェトロ作成

#### 参考リンク

■欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005

REGULATION (EC) No 396/2005 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32005R0396

※特に付則については頻繁に改正が行われているため、上記リンクから「All」のタブを選び、一定時期までの改正を含む最新の統合版(Consolidated Version)を参照。最新の統合版発表以降にも改正が出ている可能性がある点にも留意すること。

■欧州委員会 保健・消費者総局ウェブサイト (MRL について) http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/max\_residue\_levels/eu\_rules/index\_en.htm

#### (2) MRL 設定の申請手続き

EUの MRL のほとんどは、欧州委員会規則(EC) No 1107/2009 に沿って認可された農薬の EU における使用に基づいて定められている。このため、EU 域外において使用されている農薬 がカバーされないケースや、EU 域外では合法的に使用が認められている農薬であっても EU ではそもそも使用が認可されておらず EU で MRL が存在しないケースがある。こういった農薬で処理した食品を EU に輸出する場合は、MRL の新規設定あるいは引き上げが必要であり、事業者は製品を EU に輸出する前に申請しなければならない。

新規有効物質の MRL 設定および EU での輸入における許容範囲設定(インポート・トレランス)の申請手続きは欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 第 6~11 条に規定されている。図 2 にその手続きの流れを示した。申請者は評価実施加盟国当局に対し、所定の書類・データとともに申請を行う。評価実施加盟国は、申請内容を確認のうえデータを評価して評価レポートを欧州食品安全機関(EFSA)に提出し、EFSA がその内容をレビューする。変則的でない申請内容の場合、EFSA は消費者へのリスクと適切なモニタリング方法について評価レポート受領から 3 ヵ月以内に見解を示す。申請が変則的で例外的な状況の場合、EFSA は加盟国当局と協議(ピアレビュー)するための見解を示すまでに 6 ヵ月の期間が与えられている。EFSA には追加情報を請求する権限があり、その場合は見解までの期間を遅らせることができる。

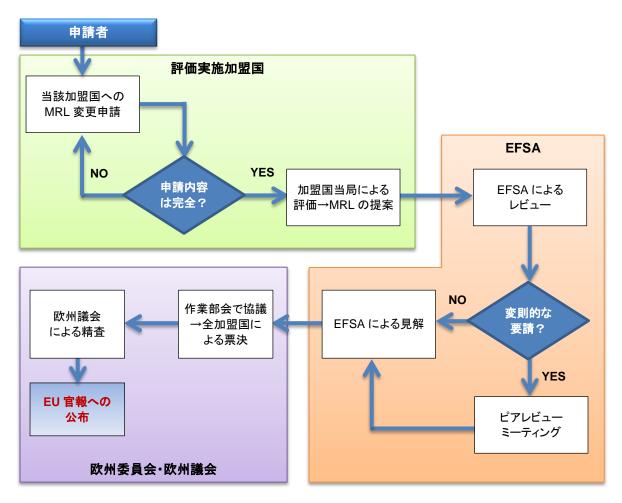
EFSAの見解後、全加盟国が参加する欧州委員会の残留農薬作業部会で提案内容が協議され、 票決によって申請を受け入れるかどうか決定する。この決定の手続き上の適合性を欧州議会が 精査し、問題がなければ法制化されて EU 官報に掲載される。

MRL 設定の申請に必要な情報・書類は以下の通り。申請用紙のひな形は欧州委ウェブサイトから入手できる。

- 申請者の住所・名称
- 申請書類一式:申請内容の要約、主たる論点、文書のインデックス、当該有効物質に適用する適正農業規範(GAP)のコピー
- 当該の農薬やその残留について入手可能な科学データで挙げられている懸念の内容
- 指令 91/414/EEC に規定されるデータ: 毒性データ、分析手法に関するデータ、植物・ 動物代謝データなど

英国の評価実施加盟国当局である健康安全局(HSE)は、現時点で申請から新規 MRL ない しインポート・トレランスの設定までにかかる所要期間は約1年間と推定している(2014年9 月時点の情報)。

#### 図 2: MRL 設定およびインポート・トレランスの申請の流れ



出所:英国 HSE「申請者向けガイダンス: MRL とインポート・トレランスについて」および欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 を基にジェトロ作成

# 参考リンク

- ■英国 HSE「MRL 基礎ガイド:輸入産品に関する FAQ」 "FAQ on Importing Produce"
  - http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-levels/mrls-basic-guidance/fag-on-importing-produce
- ■英国 HSE「申請者向けガイダンス: MRL とインポート・トレランスについて」
  "The Applicant Guide: Maximum Residue Levels and Import Tolerances"
  (<a href="http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/pesticide-approvals/pesticides-registration/applicant-guide/the-applicant-guide-maximum-residue-levels-and-import-tolerances)</a>
- ■MRL 申請用紙
  MRL application form (SANCO 4044/2008 rev. 6), 25 February 2014
  <a href="http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/guidance\_documents/docs/mrl\_application\_form\_en.doc">http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/guidance\_documents/docs/mrl\_application\_form\_en.doc</a>

### (3) CODEX 基準の参照可否について

欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 では、付則 II ないし III において MRL が設定されていない農薬と作物の組み合わせの場合、および付則 IV (指令 91/414/EEC の下で MRL が不要と評価された農薬の一覧) に掲載されていない有効物質(ないし別途特に MRL が設定されていない有効物質)の MRL については、第 18 条第 1 項により一律基準 0.01mg/kg が適用されることが定められている。 EU で MRL の設定がない農薬・作物の組み合わせの場合に、CODEX 基準に同じ組み合わせがあればそれを参照できるといった規定はない。

ただ、EUで MRL が設定される際には CODEX 基準が考慮されており3、また MRL 設定申請時に申請者が CODEX 基準の公表データを提出した場合には、加盟国はこのデータを使用して評価できる裁量が認められている4。許容可能な水準の指針として CODEX 基準が使用されることはあるが、CODEX 基準は非法定の基準であり、MRL が特に設定されていない製品については、あくまでも一律基準が適用される。

#### 参考リンク

- ■規則(EC) No 396/2005
  - http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32005R0396
- ■英国 HSE 規則(EC) No 396/2005 に関する FAQ <a href="http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-leve-ls/mrls-basic-guidance/faq-on-regulation-396-2005">http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-leve-ls/mrls-basic-guidance/faq-on-regulation-396-2005</a>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 規則(EC) No 396/2005 前文(25)。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 規則(EC) No 396/2005 第7条1

# 2. ポジティブリストの見方

MRL のポジティブリストは欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められているが、欧州委員会が定期的に更新している EU 農薬データベース (MRL 検索データベース) でも確認することができる。これらの付則は頻繁に改正がなされ、最新の改正を反映した統合版がPDF形式で公表されていない場合は、一部の付則は非常に見づらいものとなっている (同規則は 1,600 ページ以上に上る)。このため、ポジティブリストを確認する際には、EU 農薬データベースを利用すると便利である5。データベースでは、食品別 (食品品目グループや個別の品目、品目コード)、農薬別に MRL 検索ができる (図 3 参照)。

#### Help and tips ❷ | Disclaimer | Cookies | Legal notice | Contact | Search | English (EN) **PLANTS** EU Pesticides database 📤 🔼 🗛 🍑 HEALTH ANIMALS PESTICIDES EU Pesticides database EU rules **ACTIVE SUBSTANCES** PESTICIDES EU-MRLs Regulation (EC) No 1107/2009 Regulation (EC) No 396/2005 Latest active substance updates Insertion of MRLs for Commission Regulation (EU) No 1127/2014 of 20 October 2014 amending Annexes II and III to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as repards maximum residue levels for amitrole, dinocap, fipronil, filterancet, pendimethalin, propyzamide, and pyridate in or on certain products Correction of the toxicological information for Geraniol and 03/02/2015 Download MRLs data Sustainable use of pesticides Approval of active Insertion of MRLs for Commission Regulation (EU) No 1096/2014 of 15 October 2014 amending Annexes II, III and V to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for carbaryl, procymidone and profenofosi no or no certain products Upload of Review Reports taken note of by the PAFF in October 2014 (Section A) Legislation on PPPs Insertion of MRLs for Commission Regulation (EU) No 703/2014 of 19 June 2014 amending Annexes II, III and V to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council as regards maximum residue levels for acidenzolar-S-methyl, ethoxyguin, flusilazole, isoxaflutole, molinate, propoxycarbazone, activity acidensis of the control of th « ALL TOPICS

# 図 3: MRL の検索データベース(メイン画面)

以下では、この農薬データベースで、(1) 特定の作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合と、(2) 特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合の二通りの方法を示す。6

#### (1) 特定の農作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合

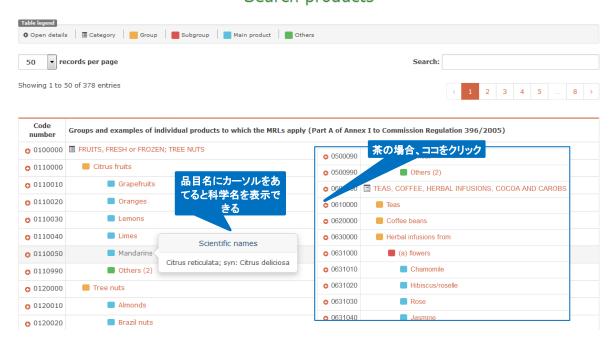
図 3 の画面の左のタブのサブメニュー「Search products」をクリックすると、図 4 の画面のように、作物グループ (■ Group)、サブグループ (■ Subgroup)、これらの主要品目名 (■

<sup>5</sup> ただし欧州委員会は、データベースはあくまでも情報提供を目的とするものであり法的価値は持たないものとして、データベースの誤りや不備、不適正な使用に対する免責事項を明記している。EU 官報に掲載された内容だけが法的価値を持つ点に留意すること。

<sup>6 2015</sup>年2月14日時点の画面を基に説明した。

Main product)およびその他(■ Others)7が各々に割り当てられたコード番号とともに表示されるので、このリストから該当する作物を探し、コード番号の左側にあるアイコンひをクリックする。品目の名称やコードが分からない場合は、画面右側のボックスで文字列検索することもできる。

# 図 4: MRL の検索データベース(特定作物の MRL を調べる場合) Search products



例えば、茶(カメリアシネンシス)に適用される MRL を調べたい場合は「Teas」のコード番号 0610000 の左横にあるアイコン ◆をクリックすると、次頁の図 5 の結果が表示され、茶については 458 種類の農薬について MRL が設定されていることが分かる。各農薬の横にあるアイコン ◆をクリックすると、当該 MRL が欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 のどの付則に定められるものか、また、農薬の認可が行われた法令の番号と適用開始日(Legislation)、過去に適用されていた MRL を定めていた規則の番号(History)、注釈(Footnotes)を示す情報ボックスがポップアップで見ることができる。これらの検索結果はエクセルファイルにエクスポートすることができる。

<sup>「</sup>その他 (Others)」は「作物グループ」ないし「サブグループ」の下位に属する主要品目のいずれにも属さない製品を指す (例えば図 4 中のコード番号 0110050 の例では、グレープフルーツ、オレンジ、レモン、ライム、みかん以外の柑橘類果物に相当する)。

#### ANIMALS PLANTS 🖹 🖪 🖹 🛎 PESTICIDES 0610000 : Teas 🗘 EU rules Search: EU Pesticides database Showing 1 to 50 of 458 entries 50 records per page 1 2 3 4 5 ... 10 > Search active substances ココをクリックすると情報ボックスがポップアップ Search products Maximum residue level (mg/kg) Pesticide Residue 0.1\* Download MRLs data 1,2-dibromoethane (ethylene dibromide) (F) 0.02\* Sustainable use of pesticides n 1,2-dichloroethane (ethylene dichloride) (F) 0.02\* 1,3-Dichloropropene 0.05\* Approval of active substances 0.02\* 1-methylcyclopropene 0.05\* 1-Naphthylacetamide Maximum Residue levels 6 1-Naphthylacetic acid Legislation on PPPs 1 2,4,5-T (sum of 2,4,5-T, its salts and esters, expressed as 2,4,5-T) (F) 0.05\* « ALL TOPICS 2,4-DB (sum of 2,4-DB, its salts, its esters and its conjugates, expressed as 2,4-DB) (R) 0.05\*

#### 図 5: MRL の検索データベース(茶の MRL の検索結果の例)

#### (2) 特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合

前述の図 3の画面で「Search pesticide residues」をクリックすると、図 6の画面が表示される。①農薬の種類(最大 5 種類まで) $\rightarrow$ ②製品(全ての品目あるいは特定の品目)の順で選択し、③で現行の MRL または MRL の過去の変遷を選ぶことができる。過去の変遷を選ぶ場合、農薬は 1 種類しか選択できない。最後に4表示(Display)をクリックすると結果が表示される。農薬の種類や製品名(あるいはその一部の文字列)を検索して選択することもできる。

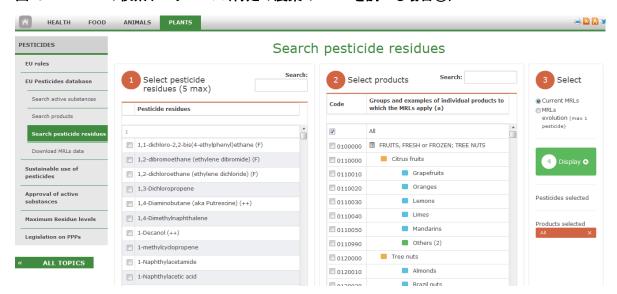


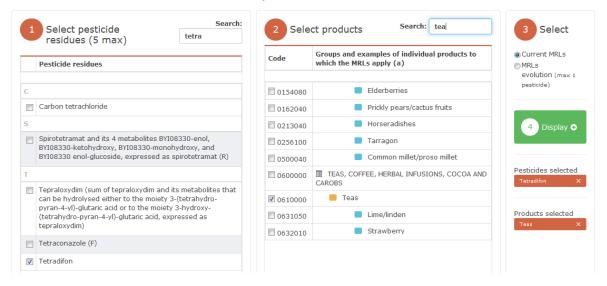
図 6: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合①)

例えば、茶に使われる農薬テトラジホン(Tetradifon)の現行 MRL を調べる場合には、図 7のように、①農薬名の一部文字列「tetra」などで検索し「Tetradifon」を選択→②「tea」を含

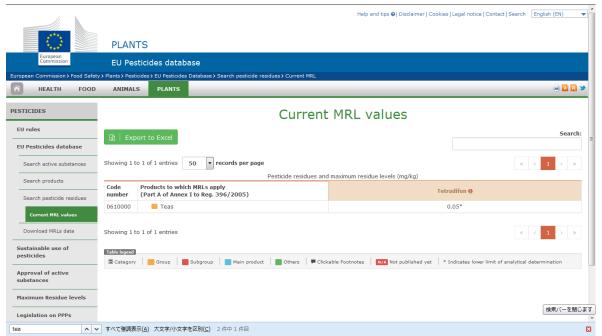
む品目を検索し「Teas」を選択→③現行 MRL(Current MRLs)を選択→④結果を表示させる (Display) と、図 8 のようになった。表示される結果が多い場合は、エクセルファイルとしてエクスポートすると便利である。

### 図 7: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合②)

Search pesticide residues



#### 図 8: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合③)



#### 参考リンク

#### ■欧州委員会 農薬データベース

http://ec.europa.eu/sanco\_pesticides/public/index.cfm?event=homepage&language=EN

## 3. 輸入時の検査について

#### (1) 輸入時のサンプル検査の概要

EU 加盟国における残留農薬の公的管理におけるサンプリング手法は欧州委員会指令 2002/63/EC に定められているが、同指令の内容は CODEX の推奨するサンプリング手法を踏襲しているため、CODEX の手法と原則同じ内容である。

原則として、EU が定める MRL は食品中に残留することが予想される最大濃度を踏まえて設定されており、分析用サンプルの調製においては MRL の設定時に用いる手順を反映することされている(このため、可食部以外の部分も含めてサンプル検査をすることがあるとしている)。

MRL は一般には未加工品に対して設定されているため、加工によって残留濃度が変わる(乾燥させると濃度が高まるなど)ことがあるが、濃度の変化は食品の種類や使用している農薬の種類、加工方法によって異なる。加工食品の分析における正確な評価のための加工変換係数(processing factors)は現在、ケースバイケースで算出・設定されているが、欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 付則 VI として加工係数の適用に関するガイダンスが策定される予定である。

#### 参考リンク

■EU 加盟国における残留農薬の公的管理におけるサンプリング手法を定めた欧州委員会指令 2002/63/EC

Commission Directive 2002/63/EC of 11 July 2002 establishing Community methods of sampling for the official control of pesticide residues in and on products of plant and animal origin and repealing Directive 79/700/EEC

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32002L0063

■CODEX「残留農薬の MRL への適合を判定するための推奨サンプリング法」
"RECOMMENDED METHODS OF SAMPLING FOR THE DETERMINATION OF PESTICIDE RESIDUES FOR COMPLIANCE WITH MRLS (CAC/GL 33-1999)", Codex Alimentarius Commission, FAO

http://www.codexalimentarius.org/input/download/standards/361/CXG\_033e.pdf http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard\_list/pdf/cac-gl33.pdf(日本語版)

■英国 HSE FAQ on Regulation 396/2005

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-leve ls/mrls-basic-guidance/fag-on-regulation-396-2005

#### (2) MRL 超過がわずかな場合の措置

通関時のサンプル検査において、農薬残留値が MRL をわずかでも上回ると輸入差し止めとなるのかどうかについては、加盟国当局に一定の裁量が与えられている。EU では、EU レベルで毎年実施される残留農薬モニタリング調査に加え、各国が独自の状況や戦略に基づき実施している残留農薬管理プログラムがある(輸入製品のみに限らない)。EFSA がこれらの結果を毎

年発表しているが、2012 年モニタリング調査結果レポート(2014 年 12 月発表)8によれば、 残留農薬規制違反で食品事業者に法的処分ないし行政処分を課す前には、分析測定不確実性を 考慮するのが慣行であり、測定不確実性は通常、残留濃度測定値の±50%を適用していると記述されている。

同レポートによれば、2012年に加盟国の残留農薬管理プログラムのもと総数 7 万 8,390 サンプル (食品約 750 品目/農薬約 800 種類) に対して分析が行われた。MRL を超過していたのは全体の 2.9%であったが、このうち残留濃度が明らかに法的上限を超えており「違反 (non-compliant)」との判定が下され当該食品事業者に対して行政上あるいは法的な措置がとられたサンプルは 1.7%で、残り 1.2%は、MRL の基準を超えているものの測定不確実性を考慮して規則を遵守している (compliant) とみなされている。

同様に、EU レベルのモニタリング調査でも、総数 1 万 235 サンプル(食品 12 品目、農薬 205 種類)に対する分析の結果、MRL を上回ったサンプル数は全体の 0.9%であったが、この うち、明らかな「違反」と、測定不確実性を考慮して「遵守」とみなされたサンプル数はそれ ぞれ約 0.5%であった。

表 1: EU における MRL 分析サンプル検査の結果(2012 年)

	加盟国の <b>管</b> 理プログラム	EU モニタリング 調査		
分析サンプル数	7万8,390	1万235		
サンプル中の食品品目数	約 750	12		
サンプル中の農薬種類数	約 800	205		
MRL の基準範囲内	97.1%	99.1%		
うち: 残留農薬の検出なし	54.9%	59.9%		
MRL の基準を超過	2.9%	0.9%		
うち: 測定不確実性を考慮しても明らかな「違反」とみなされたケース	1.7%	0.5%		
測定不確実性を考慮し「遵守」とみなされたケース	1.2%	約 0.5%		

出所: EFSA「2012 年食品中の残留農薬に関する EU レポート」を基にジェトロ作成(P.1~2、P.65~66)

#### 参考リンク

■EFSA「2012 年食品中の残留農薬に関する EU レポート」

"SCIENTIFIC REPORT OF EFSA: The 2012 European Union Report on pesticide residues in food, EFSA Journal 2014;12(12):3942 [156 pp.]", European Food Safety Authority <a href="http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3942.pdf">http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3942.pdf</a>

#### (3) 違反発生のその後の輸入検査への影響

EU では近年、安全性・衛生面でリスクの高い非動物性食品の域外国からの輸入管理を強化しており、残留農薬もその対象となっている。この輸入管理強化は、既知のリスクや新たなリスクがあることが判明している特定国からの特定製品に対して行われるもので、輸入管理が強化されると、指定港での通関や事前通知、証明書(CED: Common Entry Document)の添付

<sup>8</sup> EU27 ヵ国 (全 28 ヵ国のうち調査実施時点で EU に未加盟だったルーマニアを除く) およびノルウェー、アイスランドの計 29 ヵ国が調査対象であった。

などが義務づけられたうえで、すべての貨物に対し書類検査が行われ、サンプル検査を含む現物検査の頻度がケースバイケースで定められる。

輸入管理強化の内容は、欧州議会・理事会規則(EC) No 669/2009 に定められ、その付則 I に、管理強化対象となった製品とその原産国、危険性の内容(残留農薬、サルモネラ菌など)、現物検査の頻度がリスト化されている。現物検査の頻度は全体の 10%、20%、50%などとなっている。付則 I は四半期ごとに更新され、更新時に改善が見られた製品についてはリストから除外される一方で、長期的に改善が見られない場合は、検査頻度の引き上げや、サンプル検査・分析結果や衛生証明の提示の義務化などより厳格な輸入条件が課され、それでも十分でない場合には禁輸措置がとられることもある。

現時点では標準的な手法や基準はまだ採択されていないため、付則 I の更新にあたっては、加盟国から「食品・飼料早期警告システム(RASFF)」の通知内容から得られたデータや、食品安全性などに関わる加盟国当局の監査を行う食品獣医局(FVO:Food and Veterinary Office) 9のレポート、域外国当局から入手したレポート、欧州委員会と加盟国、EFSA 間の情報交換、科学的評価などを基に作成されている。何回違反するとサンプル検査の抽出割合を引き上げるといった具体的なルールは法令では定められていない。

残留農薬については、アジアやアフリカ諸国からの野菜・果物や、中国産の茶などが対象となっており(検査頻度の例:中国茶 10%、ナイジェリア産乾燥豆 50%など)、調査時点(2015年1月下旬)で輸入管理強化の対象となっている日本産品はない。

#### 参考リンク

■欧州議会・理事会規則(EC) No 669/2009

Commission Regulation (EC) No 669/2009 of 24 July 2009 implementing Regulation (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council as regards the increased level of official controls on imports of certain feed and food of non-animal origin and amending Decision 2006/504/EC

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0669

- ■欧州委員会 保健・消費者総局ウェブサイト (非動物性食品の域外国からの輸入管理強化について) http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased checks/index en.htm
- ■欧州委員会保健・消費者総局「非動物性食品の域外国からの輸入検査強化 2013 年データ概略」
  "Increased checks on import of food of non-animal origin, Controls carried by the EU Member States

   Overview 2013 (Results of border checks carried out by the EU Member States and Norway on imports of feed and food of non-animal origin subject to increased level of official controls products listed in Annex I to Regulation (EC) No 669/2009)"

  http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased\_checks/docs/overview\_2013\_en.pdf
- ■欧州委員会保健・消費者総局「食品・飼料早期警告システム(RASFF)」ポータル http://ec.europa.eu/food/safety/rasff/portal/index en.htm

\_

<sup>9</sup> http://ec.europa.eu/food/food\_veterinary\_office/index\_en.htm

EUにおける残留農薬に関する規制

# 2015年2月作成

作成者 日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所、農林水産・食品調査課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

 $\texttt{Tel}: \texttt{03-3582-5186} \qquad \texttt{E-mail}: \texttt{AFC@jetro.go.jp}$